

JIS

舟艇－主要データ

JIS F 0081 : 2005

(ISO 8666 : 2002)

(JMSA)

平成 17 年 12 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	有 川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 井 篤 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 山 永 昭	東京工業大学
	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キャノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹 譯 正 憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	若 井 博 雄	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 17.12.1

官 報 公 示：平成 17.12.1

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル TEL 03-3502-2132)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会 (JMSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 8666** : 2002, Small craft—Principal data を基礎として用いた。

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	1
4. 記号, 略語及び単位.....	2
5. 測定.....	3
5.1 一般.....	3
5.2 前後方向.....	3
5.3 船体横方向.....	7
5.4 垂直方向.....	8
5.5 その他のデータ.....	10
6. 質量.....	13
6.1 純出荷質量 m_N	13
6.2 総出荷質量 m_G	13
6.3 軽荷質量 m_{LCC}	13
6.4 性能試験質量 m_P	14
6.5 トレーラけん引時の舟艇質量 m_T	15
6.6 最大搭載量 m_{MTL}	16
7. 搭載状態.....	17
7.1 試験条件.....	17
7.2 運航可能状態.....	17
7.3 満載運航可能状態.....	17
8. 許容値.....	17
8.1 公表データ.....	17
8.2 暫定仕様.....	17
9. オーナ用マニュアル.....	18
解 説.....	19

舟艇—主要データ

Small craft—Principal data

序文 この規格は、2002年に第1版として発行された ISO 8666, Small craft—Principal data を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、船体の長さ 24 m 以下の舟艇に適用され、舟艇の主要寸法及びそれに関するデータ、質量の規定及び搭載状態の統一した定義について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 8666 : 2002, Small craft—Principal data (IDT)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS F 0102 舟艇—オーナー用マニュアル

備考 ISO 10240⁽¹⁾ Small craft—Owner's manual からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS F 1041 舟艇—最大搭載量

備考 ISO 14946 Small craft—Maximum load capacity からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

ISO 12217 (all parts), Small craft—Stability and buoyancy assessment and categorization

参考 ISO 12217 は、次の部から編成されている...

ISO 12217-1 Small craft—Stability and buoyancy assessment and categorization—Part 1 : Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m

ISO 12217-2 Small craft—Stability and buoyancy assessment and categorization—Part 2 : Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m

ISO 12217-3 Small craft—Stability and buoyancy assessment and categorization—Part 3 : Boats of hull length less than 6 m

注⁽¹⁾ 審議中 (ISO 10240 : 1995 の改正)

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

3.1 水線 (waterline) WL 船体と浮平面との交線。側面図又は正面図で表現するが、半幅平面図に実際